

海洋境界画定と国際裁判

早稲田大学法学学術院教授 河野 真理子

はじめに

日本は、1996年に海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS, United Nations Convention on the Law of the Sea)に加入し、この条約の下での海域の制度に関して、領海(TS, territorial sea)及び排他的経済水域(EEZ, exclusive economic zone)並びに大陸棚(CS, continental shelf)に関する立法措置をとった¹。また、大陸棚限界委員会(CLCS, Commission on the Limits of the Continental Shelf)の2012年の勧告を受け、200海里を超える大陸棚を日本の大陸棚とする政令の措置がとられた²。日本の周辺海域では、北方領土と竹島についての領土主権に関する紛争が解決されておらず、日本の固有の領土たる尖閣諸島については中国と台湾が主権を主張していることもあり、海洋境界についての問題が解決されていない海域が存在する。本稿では、海洋境界画定(MD, maritime delimitation)に関する紛争の解決について国際裁判所が果たしてきた役割を検討することとする。

1 海洋境界画定(MD)の意味

UNCLOSは、沿岸国がTSに対する主権(第2条)、及びEEZ(第55条、EEZ)並びにCS(第76条)に対する主権的権利及び排他的な管轄権を有するとし、沿岸国の海域に対する権原(entitlement)が認めている。TSの幅員は12海里(第3条)、EEZの幅員は200海里(第57条)と規定されている。沿岸国のEEZに対する主権的権利及び排他的な管轄権は水塊部分だけでなく、海底及びその下にも(第56条)に及ぶ。CSは、200海里という距離と「領土の自然の延長」という2つの要素によって定義されており(第76条1項)、CSについては一定の制限の下で200海里を超える海域への延長が可能であり(同条2～6項)、沿岸国は200海里を超えるCSの限界に関する情報を

CLCSに提出し、その勧告後定める国内法により、200海里を超える部分に自国のCSの限界を設定できる(同条7、8項)。

MDとは1つの海域に対して複数の国の権原が重複する場合にその境界を決定することを意味する。UNCLOSの下での沿岸国の権原の大幅な拡大により、向かい合っているか、隣接する複数の国の権原が重複する海域が生ずる場合が多くなった³。TSのMDに関する第15条は、関係国の特段の合意がない場合、中間線を越えての領海の拡張が認められないとし、距離への明文の言及がある。EEZのMDについては第74条、CSのMDについては第83条で実質的に同じ内容の規定が置かれている。これらについては、当事国の合意による解決が尊重される(1項)ものの、合理的な期間内に紛争が解決されない場合、第15部の紛争解決制度による解決がなされる(2項)。また、同条4項でMDに関する関係国間の効力ある合意の尊重も規定されている。第74条と第83条は、起草過程でMDの基準や方式に関して各国間の合意が得られなかったため、明文の規定ではなく、「衡平な解決の達成」という文言が置かれているのみである。

2 MDに関する紛争と国際裁判

(1) UNCLOS第15部の紛争解決制度

(i) 第15部の紛争解決制度の利用の要件

UNCLOSの紛争解決制度では、第15部第2節の拘束力を持つ決定を伴う義務的国際裁判制度が重要な特色である。第286条はこの制度への紛争付託の3つの要件を規定している。第1に、UNCLOSの解釈又は適用に関する紛争が存在すること、第2に、第1節に両当事者の選択する紛争解決手続により紛争が解決されなかったこと、第3に、第3節に規定される制限及び適用除外が適用され紛争にあたらないことである⁴。

第287条1項の下、条約当事国は、(a)国際海洋法裁判所(ITLOS, International Tribunal for the Law of the

1 領海、及び接続水域に関する法律(平成8年法73)、及び排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成8年法74)。

2 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第2条第2号の海域を定める政令(2014年)により四国海盆海域、その一部を改正する政令(2024年)により小笠原海台海域を日本の大陸棚とした。なお、小笠原海台海域の一部と南硫黄島海域については米国と協議中(内閣府「大陸棚」、<https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/tairikudana/tairikudana.html>)。

3 V. Lowe and A. Sander, *The Law of the Sea*, Fourth Ed. (2022), pp. 300-302, and Y. Tanaka, *International Law of the Sea*, Fourth ed. (2023), p. 258.

4 T. Treves, "Article 286," in A. Proelss (ed.), *United Nations Convention on the Law of the Sea: A Commentary* (2017), pp. 1844-1849, N. Klein, *Dispute Settlement in the UN Convention on the Law of the Sea* (2005), pp. 31-52.

Sea)、(b)国際司法裁判所(ICJ, International Court of Justice)、(c)附属書VIIの下で組織される仲裁裁判所、(d)附属書VIIIの下で組織される特別仲裁裁判所の1つ以上を選択する宣言ができる。紛争の両当事国の選択が一致する場合は、特段の合意がない限り、その裁判手続にのみ紛争が付託される。紛争当事国の宣言が有効でない場合、紛争の当事国が選択している裁判所が一致しない場合、又はいずれか若しくは両方の紛争当事国が宣言をしていない場合は、附属書VIIの下で組織される仲裁裁判所が義務的管轄権を有する(第287条3、4、5項)⁵。

(ii) UNCLOSの解釈又は適用に関する紛争の存在

(第1の要件)

「条約の解釈又は適用に関する紛争」とは、条約の特定の規定の解釈又は適用について当事国間で事実又は法について意見の相違があることである。MDそれ自体に関する紛争は、第15条、第74条、又は第83条の解釈又は適用に関する具体的な紛争であり、第286条の第1の要件を満たしうる。ただし、MDに関する紛争は背景に領土紛争がある混合紛争(mixed dispute)である場合が少なくない。混合紛争に対する管轄権の判断では、領域紛争と海洋紛争を切り離すアプローチ(南シナ海事件⁶)と、真の紛争主題がUNCLOSの解釈又は適用に関するものであり、付随してマイナーな領域紛争が存在する場合であれば管轄権の行使が排除されないとする立場(チャゴス海洋保護区事件⁷及びケルチ海峡等事件⁸)がみられる⁹。

(iii) 当事者が選択する紛争解決手段による紛争解決の尊重

(第2の要件)

第286条の第2の要件では、紛争当事国が選択する紛争解決手段の選択の自由の尊重が保障されている(第281条、第282条)。また、第2節の義務的裁判手続への紛争の付託前に、紛争当事国間での紛争解決手段に関する意見の交換が必要である(第283条)¹⁰。みなみまぐろ事件では、第281条の末文について、紛争当事国間の条約にUNCLOSの義務的裁判手続の排除に関する明文の規定がなくとも、関連規定により

その意図が認められれば、これが排除されるとの趣旨であると判断された¹¹が、南シナ海事件では、UNCLOSの義務的裁判手続を排除する旨の明文の規定がなければ、これは排除されないとの判断が示された¹²。学説は南シナ海事件の判断の立場を支持するものが多数説である¹³。

(iv) 制限及び選択的適用除外の対象ではないこと (第3の要件)

第3の要件は、第3節の下での制限(第297条)及び選択的適用除外(第298条)の対象となる紛争にあたらないことである。UNCLOSでは条約の一体性の確保のため、留保及び除外が認められていない(第309条)ことから、第2節の義務的紛争解決手続のゆえにこの条約の締約国とならない国がありうることへの懸念があり、第3節が設けられた。第297条はすべての締約国に、第298条はこの規定に基づく宣言を行った締約国にのみ適用される。MDに関する紛争又は歴史的湾若しくは歴史的権原に関する紛争は選択的適用除外の対象の1つで、これを除外する宣言を行う場合、附属書V第2部の義務的調停を受け入れることになる(第298条1項(a)(i))¹⁴。

(2) UNCLOS第15部の紛争解決制度とICJ

UNCLOSの発効後、ICJは、規程第36条に基づく管轄権と、第15部第2節の義務的裁判制度の選択肢の1つとしての管轄権という2つの機能を持つことになった。規程第36条2項に基づく強制管轄受諾宣言をしている国家間の紛争の場合、原告は2つの義務的裁判制度のいずれかを選択できる。日本は2015年の強制管轄受諾宣言で、「海洋生物資源の調査、保存、管理又は開発について、これらから生ずる、これらに関する又はこれらに関係のある紛争」に関する留保を追加し、この紛争についてUNCLOS第15部の義務的紛争解決手続への付託に限定するとの意思を示した。なお、規程第36条に基づく紛争付託の場合、ICJは領土紛争とMDに関する紛争の両方について管轄権を有し、UNCLOS第15部第2節に基づく義務的裁判制度における混合紛争の問題は生じない¹⁵。

5 T. Treves, “Article 287,” in Proelss, *supra* note 4, pp. 1849-1857.

6 *South China Sea Arbitration (Philippines v. China)*, Award of 2015, para. 157, 170, and 204.

7 *Chagos Marine Protected Area (Mauritius v. United Kingdom)*, Award of 18 March 2015, paras. 220-221.

8 *Dispute Concerning Coastal State Rights in the Black Sea, Sea of Azov, and Kerch Strait (Ukraine v. Russia)* Award of 21 February 2020, paras. 157-161.

9 田中嘉文「仲裁—チャゴス諸島海洋保護区事件」森川幸一他編『国際法判例百選』第3版(2021年)、181頁、T. Treves, *supra* note 4, pp. 1847-1848, B. Oxman, “Courts and Tribunals: The ICJ, ITLOS, and Arbitral Tribunals,” in D. Rothwell et al. (eds.), *The Oxford Handbook of the Law of the Sea* (2016), p. 400, K. Kittichaisaree, *The International Tribunal for the Law of the Sea* (2021), pp. 94-99.

10 A. Serdy, “Article 281,” “Article 282,” and “Article 283,” in Proelss, *supra* note 4, pp. 1820-1838.

11 *Southern Bluefin Tuna Arbitration (New Zealand v. Japan; Australia v. Japan)*, 4 August 2000, para. 57.

12 *South China Sea*, *supra* note 6, para. 223.

13 T. Treves, *supra* note 4, pp. 1848-1849.

14 *Ibid.*, pp. 1848, Oxman, *supra* note 9, pp. 403-408, A. Serdy, “Article 297,” and “Article 298,” in Proelss, *supra* note 4, pp. 1906-1932, Klein, *supra* note 4, pp. 125-315 (特に、海洋境界画定又は歴史的権原については、pp. 228-279)。

15 ICJが領土紛争とMDに関する紛争についての判断を示した先例は以下の通り、*Land, Island and Maritime Frontier Dispute (El Salvador/Honduras: Nicaragua intervening)*, Judgment of 11 September 1992, I. C. J. Reports 1992, p. 351, *Land and Maritime Boundary between A and Nigeria (Cameroon v. Nigeria: Equatorial*

3 国際裁判所の先例を通じたMDに関する国際法規則の発展及び明確化

MDに関する多くの国際裁判の先例から、特にEEZとCSのMDにおいて、UNCLOS第74条1項と第83条1項の下での「衡平な解決の達成」のための国際法規則や方式に関して一定の定式化がみられるようになっていく。

(1) 初期のMDに関する紛争

CSのMDに関連する最初の先例であるICJの北海大陸棚事件の1969年判決は、ジュネーブ大陸棚条約第6条が慣習国際法となっていないこと¹⁶や、CSのMDの際の方式や考慮要因の詳細な議論¹⁷等についての判断を示し、UNCLOS第74条と第83条の起草過程の議論に大きな影響を与えた。また、「陸は海を支配する」¹⁸との判断はその後の国際裁判で常に引用されている¹⁹。

チュニジア/リビア事件とリビア/マルタ事件では、UNCLOSの起草及び採択と同時期にCSのMDに関する紛争がICJに付託された²⁰。特に後者でICJは、UNCLOSの採択後の1985年に判決が出され、UNCLOSの規定への言及がなされた。ICJは、UNCLOSのEEZの制度が慣習国際法となっていることを認め、本件でICJは、CSのMDのみが要請されていることを確認しつつも、EEZとCSという2つの異なるが相互に関連する2つの制度における権原の共通要素としての距離がより重要な意味を持つとした。また、距離に基づくEEZの制度が慣習国際法上のものとなっていることも認めている²¹。

(2) 単一海洋境界線 (SMB, single maritime boundary)

UNCLOSに基づくMDに関する国際裁判の先例では、SMBに関する判断が要請される事例が増加したことも、距離という基準の重要性が増した別の要因である。UNCLOSではEEZ(第5部)とCS(第6部)は別の制度であり、理論的には個別のMDが可能である。しかし、EEZとCSの境界線が異なることは海域の利用の観点から実際的ではない。紛争当事国がSMBの決定を国際裁判所に要請する事例が増えるとともに、EEZとCSに共通する要素としての「距離」の重要性が増したと考えられる²²。

SMBに関する初期の事例では、両当事者の合意によりSMBの決定が要請された²³。ヤン・マイエン事件ではCSと漁業水域という2つの水域のMDにつき、SMBによるか否かで当事国の見解が異なったため²⁴、ICJはこれらのMDを個別に検討したが、最終的にその線が一致した²⁵。なお、ICJはこの文脈で、リビア/マルタ事件でEEZとCSの共通要素としての距離が重視されたことに言及している²⁶。

カタル対バーレーン事件でICJは、両紛争当事国がSMBによるMDを要請しているとし、TS、EEZ、CSのSMBを判断した。本件では地理的特性のため、ICJは南部のTSと、北部のEEZとCSのMDを区別して判断した。ICJは、SMBは多数国間条約の規定によって求められているものではなく、国家慣行から生じる者であり、単一のMB制度を確保したいという当事国の希望によるものであると指摘している²⁷。

これ以降、一方的付託の事例で、原告のEEZとCSに共通するSMBの決定の要請に被告が反対しない事例が増加した²⁸。なお、TSのMDが含まれる事例では、TSのMDとEEZとCSの

Guinea intervening), Judgment, I. C. J. Reports 2002, p. 303, Territorial and Maritime Dispute between Nicaragua and Honduras in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Honduras), Judgment, I. C. J. Reports 2007, p. 659, Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia), Judgment, I. C. J. Reports 2012, p. 624, and Maritime Delimitation in the Caribbean Sea and the Pacific Ocean (Costa Rica v. Nicaragua) and Land Boundary in the Northern Part of Isla Portillos (Costa Rica v. Nicaragua), Judgment, I.C.J. Reports 2018, p. 139.なお、エルサルバドル/ホンジュラス事件では、MDではなく問題の海域の法的事実 (legal situation of the maritime spaces) についての判断が要請された (El Salvador/Honduras, in this note, pp. 586-609, paras. 381-420, and pp. 616-617, para. 432 (1))。

16 North Sea Continental Shelf, Judgment, I. C. J. Reports 1969, p. 45, para. 81.

17 Ibid., pp. 46-53, paras. 83-100.

18 Ibid., p. 51, para. 96.

19 例えば、ICJがMDの方式を定式化したMaritime Delimitation in the Black Sea (Romania v. Ukraine), Judgment, I. C. J. Reports 2009, p. 89, paras. 77。

20 Continental Shelf (Tunisia/ Libyan Arab Jamahiriya), Judgment, I. C. J. Reports 1982, p. 18, and Continental Shelf (Libyan Arab Jamahiriya/Malta), Judgment, I. C. J. Reports 1985, p. 3.

21 Ibid., p. 33, para. 33-34.

22 M. Kawano, "International Courts and Tribunals and the Development of the Rules and Methods Concerning Maritime Delimitation," *The Journal of International Law and Diplomacy*, Vol. 112, No. 3 (2013), pp. 9-13.

23 Delimitation of the Maritime Boundary in the Gulf of Maine, Judgment, I.C.J. Reports 1984, p. 246, *Affaire de la délimitation de la frontière maritime entre la Guinée et la Guinée-Bissau* Sentence du 14 février 1985, *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. 19, p. 166, para. 42, and *Affaire de la délimitation des espaces maritimes entre le Canada et la République française* Décision du 10 juin 1992, *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. 21, p. 1152, para. 1.

24 Maritime Delimitation in the Area between Greenland and Jan Mayen, Judgment, I. C. J. Reports 1993, pp. 56-58, paras. 41-44.

25 Ibid., pp. 59-77, paras. 49-87.

26 Ibid., p. 59, para. 46.

27 Maritime Delimitation and Territorial Questions between Qatar and Bahrain, Merits, Judgment, I. C. J. Reports 2001, pp. 91-94, para. 168-177, particularly para. 173.

28 Cameroon v. Nigeria, *supra* note 15, pp. 440-441, para. 286.コスタリカ対ニカラガ事件では、ICJは、TSの境界とEEZ及びCSのSMBを区別した (Costa Rica v. Nicaragua), *supra* note 15, p. 171, para. 79. UNCLOS第15部の手続の下での仲裁の事例として、Barbados/Trinidad and Tobago, Award of the Arbitral Tribunal, 11 April 2006, pp. 71-72, paras. 234-335 and Guyana/Suriname, Award of the Arbitral Tribunal, 17 September 2007, p. 108, para. 334がある。

MDとを区別した検討がなされている²⁹。国際裁判所は、第15条に基づくTSのMDと第74条と第83条に基づくEEZとCSのMDの違いを考慮していると考えられる³⁰。

(3) MDの方法

MDの方法は多様とされる³¹が、国際裁判の先例では、海岸の一般的方向から境界を画定するアングル・バイセクター方式(A/B方式)と、暫定的な等距離線又は中間線を関連事情により調整する方式(E/RC方式)のいずれかが選択されている³²。初期の事例では、ギニア/ギニア・ビサウ間の海洋境界画定事件とメイン湾事件でA/B方式が採用された³³が、その後は、海岸線が特定できないという特殊な事情のゆえにICJがA/B方式を採用したニカラグア対ホンジュラス事件³⁴以外のすべての先例で、「衡平な結果の達成」のための方式としてE/RC方式が採用されている³⁵。一方の当事者がA/B方式の採用を主張した事例でも、そのような主張は認められなかった³⁶。

4 国際裁判所の先例を通じたMDに関する国際法の発展

(1) MDに関する合意

UNCLOS第74条1項と第83条1項では当事国間の合意による解決の尊重が規定されている。そのような合意の存在は国

際裁判の先例の一部でも論点となった。カメルーン対ナイジェリア事件、ルーマニア対ウクライナ事件、ペルー対チリ事件でICJは、海岸から一定の距離までのMDにつき当事国間の合意の存在を認めた³⁷。他方、ニカラグア対ホンジュラス事件、パングラデシュ対ミャンマー事件、及びガーナ/コートジボアール事件では合意の存在は認められなかった³⁸。

(2) E/RC方式における3段階の検討

「衡平な結果の達成」のためにE/RE方式が採用された先例の蓄積は、この方式の用い方に一定の定式化をもたらした。特に黒海事件のICJ判決は大きな役割を果たした。本件でICJは、先例を総括し、E/RC方式が一般的なMDの手法であるとしたうえで、この方式では、第1段階の暫定的な等距離線又は中間線の決定、第2段階の関連事情の検討に基づく暫定的な等距離線又は中間線の調整、第3段階の衡平な結果の達成の検証という3段階の検討が必要であると述べた³⁹。なお、E/RC方式では、第1段階に先立ち、等距離線又は中間線の決定の基礎となり、関連事情の考慮の際にも検討の対象とされる各当事国の海岸線と、MDの対象となる海域が特定される。

第2段階で考慮されるべき関連事情としては、両当事国の海岸線の長さの違い⁴¹及び海岸の地形や沿岸国の海洋へのアクセスの阻害効果(cut-off effect)等のような地理的要因⁴²が重視される傾向がある。紛争当事国が、関連事情として、資源

29 *Nicaragua v. Honduras*, *supra* note 15, pp. 738-745, paras. 262-282, *Black Sea*, *supra* note 19, p. 70, para. 17, *Dispute Concerning Delimitation of the Maritime Boundary between Bangladesh and Myanmar in the Bay of Bengal (Bangladesh/Myanmar, Judgment, 14 March 2012, paras. 177-181, Bay of Bengal Maritime Boundary Arbitration (The People's Republic of Bangladesh and The Republic of India), Award, 7 July 2014, paras 178-181*. ニカラグア対コロンビア事件では、ニカラグアは請求訴状段階ではSMBの判断を要請したが、抗弁書でこれを修正し、最終申立てではコロンビアの島に基づく権原戸ニカラグアのCSとEEZの境界画定についての判断を要請するとした(*Nicaragua v. Colombia*, *supra* note 15, pp. 670-671, paras. 133-136)。

30 *Nicaragua v. Honduras*, *supra* note 15, pp. 742-745, paras. 277-282, *Bangladesh v. Myanmar* *supra* note 29, para. 150, and *Maritime Delimitation in the Indian Ocean (Somalia v. Kenya)*, *Judgment, I. C. J. Reports 2021*, pp. 248-249, para. 120. クラインの著書でも、TSのMDとEEZ及びCSのMDは区別した記述となっている(Klein, *supra* note 4, pp. 241-248)。

31 北海大陸棚事件の判決でICJは、E/RC方式が実務的であることを認めつつ、他にも多様な方式があり、E/RC方式のみが国際法の規則によって求められているわけではないと指摘した(*North Sea Continental Shelf*, *supra* note 16, p. 23, para. 23, p. 34, paras. 51-52, pp. 35-36, para. 55, p. 45-46, para. 82, p. 47, para. 85, and p. 49, para. 90)。

32 サンピエール・ミケロン事件で仲裁裁判所は、衡平な解決の重要性を強調し、関連する海域の地理的特性を詳細に検討する立場をとった(*St. Pierre and Miquelon*, *supra* note 23, pp. 1169-1171, paras. 66-74)。

33 *Guinea/Guinea-Bissau*, *supra* note 23, pp. 181-194, paras. 86-125.

34 *Nicaragua v. Honduras*, *supra* note 15, pp. 242-244, paras. 277-280, and pp. 745-749, paras. 283-298.

35 第4章第2節を参照。

36 *Bangladesh v. Myanmar*, *supra* note 29, paras. 238-240, *Bangladesh v. India*, *supra* note 29, paras. 340-346, and *Dispute Concerning Delimitation of the Maritime Boundary between Ghana and Côte D'Ivoire in the Atlantic Ocean (Ghana/Côte D'Ivoire)*, *Judgment, 23 September 2017*, paras. 289-325.

37 *Cameroon v. Nigeria*, *supra* note 15, pp. 441-442, para. 287-289, *Black Sea*, *supra* note 19, pp. 82-89, paras. 55-76, and *Maritime Dispute (Peru v. Chile)*, *Judgment, I.C.J. Reports 2014*, pp. 57-58, paras. 149-151.

38 *Nicaragua v. Honduras*, *supra* note 15, p. 737, para. 258, *Bangladesh v. Myanmar*, *supra* note 29, paras. 98 and 118, and *Ghana/Côte D'Ivoire*, *supra* note 37, para. 228..

39 *Black Sea*, *supra* note 19, pp. 101-103, paras. 115-122. その後の以下の事例では黒海事件への明文の言及がある: *Nicaragua v. Colombia*, *supra* note 15, pp. 695-696, paras. 190-193, *Peru v. Chile*, *supra* note 38, p. 65, para. 180, *Bangladesh v. Myanmar*, *supra* note 29, paras. 336-346, *Ghana/Côte D'Ivoire*, *supra* note 37, paras. 360, *Costa Rica v. Nicaragua*, *supra* note 15, pp. 190-203, paras. 135-166 and pp. 176-224, paras. 208-204, and *Delimitation of the Maritime Boundary between Mauritius and Maldives in the Indian Ocean (Mauritius/Maldives)*, *Judgment, 28 April 2023*, paras. 95-98.

40 *Cameroon v. Nigeria*, *supra* note 15, pp. 443-444, para. 291, *Black Sea*, *supra* note 19, p. 93, para. 88, pp. 96-98, paras. 98-105, and pp. 99-100, paras. 110-114, *Bangladesh v. Myanmar*, *supra* note 29, paras. 185-205, *Nicaragua v. Colombia*, *supra* note 15, pp. 675-686, paras. 143-166, *Somalia v. Kenya*, *supra* note 30, pp. 252-257, paras. 132-141, *Costa Rica v. Nicaragua*, *supra* note 15, pp. 181-187, paras. 108-122 and pp. 210-214, paras. 179-185, *Ghana/Côte D'Ivoire*, *supra* note 37, paras. 361-386, and *Mauritius/Maldives*, *supra* note 40, paras. 108-111.

41 *Cameroon v. Nigeria*, *supra* note 15, pp. 446-447, para. 301, *Black Sea*, *supra* note 19, pp. 116-118, paras. 163-168, and *Nicaragua v. Colombia*, *supra* note 15, p. 702, paras. 209-211.

の賦存の位置、資源の利用やパトロール等の沿岸国の権限の行使の内容等をあげた先例は多いが、その主張が認められた先例は多くない⁴³。ガーナ/コートジボアール事件で、ITLOSの特別裁判部は、石油コンセッション及び石油に関連する活動が暫定的な海洋境界線を調整する関連事情戸して認められにくいということについて国際裁判所の先例は一貫した立場を示してきていると指摘している⁴⁴。

5 200海里を超えるCSのMD

(1) UNCLOS第76条に基づくCSの延長の制度

UNCLOS第76条の下で200海里を超えるCSの限界についての情報がCLCSに提出される際、他国が異なる見解を申し立てる場合がある。このような場合、科学者によって構成されるCLCSはUNCLOSの解釈や適用に関する問題を判断する権限を有しておらず、勧告が先送りされることになる。例えば、日本のCSの限界についての情報の提出に関しては、中国と韓国がそれぞれの立場に関する口上書を提出したため、2012年のCLCSの勧告では、関係する海域についての勧告が先送りされた⁴⁵。

(2) 国際裁判における200海里を超えるCSのMD

200海里を超えるCSについても複数の沿岸国の権原が重複する場合、MDが必要である。ICJは200海里を超えるCSのMDの要請を受けた事例ではこの要請には積極的に応えておらず⁴⁶、ITLOSのバングラデシュ対ミャンマー事件が200海里を超えるCSのMDの最初の事例となった。本件はCLCSの勧告の前の判決であったが、ITLOSは権原の決定と大陸棚の限界の決定は異なるとし、200海里を超えるCSについて複数の国の権原が重複する場合、MDについての判断が可能であ

り、本件では200海里を超えるCSに対する沿岸国の権原の問題は主として法的な性質であると判断した上で、両当事国の権原の存在とその重複を認めた⁴⁷。そしてMDについて、E/RC方式による判断を示した⁴⁸。

バングラデシュ対インド事件でもE/RC方式による判断が示された⁴⁹。ソマリア対ケニア事件とガーナ/コートジボアール事件では、ICJとITLOSの特別裁判部はそれぞれ、200海里を超える大陸棚の境界線について、EEZとCSのSMBの延長線であると判断するとともに、その限界はCLCSの勧告によるものとした⁵⁰。200海里を超えるCSのMDについても国際裁判所は距離という基準を重視し、E/RC方式を採用する傾向がある。

モーリシャス/モルディブ事件では、モーリシャスが200海里を超えるCSのMDについての判断をITLOSの特別裁判部に要請した。本件の判決の以下の2つの点についての判断は特に注目される。第1に、モルディブの200海里を超える大陸棚に対する権原とモーリシャスの200海里以内の大陸棚に対する権原との重複に関するMDの扱いである。特別裁判部は、200海里以内のEEZとCSのMDに関する判断により、一方の国の200海里を超えるCSと他方の国の200海里以内のCSの権原との重複の問題は訴訟目的を欠く(moot)ものとなると判断した⁵¹。なお、200海里を超える大陸棚の境界画定に関するニカラグア対コロンビア事件でICJは、慣習国際法上、国家は200海里を超えるCSに対する権原を他国の200海里内のEEZに対して主張することができないと判断した⁵²。

第2に、本件では特別裁判部は両国の200海里を超えるCSに対する権原のうち、モーリシャスの権原に「重大な不確実性(significant uncertainty)」があるため、MDを判断する立場にないと判断した⁵³。特別裁判部は、「重大な不確実性」という基準は、200海里を超えるCSに対する権原に関し、特別裁判部の判決とその後のCLCSの勧告の内容が異なる危険性を最

42 *Cameroon v. Nigeria*, *supra* note 15, pp. 442-443, para. 291, *Black Sea*, *supra* note 19, pp. 119-120, paras. 174-178, pp. 122-123, paras. 185-188, and p. 127, para. 201, *Bangladesh v. Myanmar*, *supra* note 29, paras. 290-297, 316-319, 322, and, *Nicaragua v. Colombia*, *supra* note 15, pp. 703-704, paras. 214-216, *Bangladesh v. India*, *supra* note 29, paras. 399-421, and 437, *Somalia v. Kenya*, *supra* note 30, pp. 264-270, paras. 161-174, *Costa Rica v. Nicaragua*, *supra* note 15, pp. 196-198, paras. 153-158, and pp. 218-221, paras. 192-201, *Ghana/Côte D'Ivoire*, *supra* note 37, paras. 421-426 and paras. 434-436, and *Mauritius/Maldives*, *supra* note 40, paras. 243-247.

43 2000年以降の国際裁判の先例では沿岸国の活動が関連事情として考慮された先例は少ない。ニカラグア対コロンビア事件でICJは、両当事者の活動(漁業活動の規制、科学的探査活動及び海軍によるパトロール)、安全保障と法執行に関する配慮、及び天然資源への衡平なアクセスについての主張のうち、安全保障と法執行に関する配慮のみに留意するとした(*Nicaragua v. Colombia*, *supra* note 15, pp. 704-706, paras. 217-223)。これ以外の事例では、石油資源や漁業等は関連事情として認められていない(*Cameroon v. Nigeria*, *supra* note 15, pp. 442-443, para. 291, and pp. 447-448, para. 304, *Qatar v. Bahrain*, *supra* note 27, 109-110, paras. 222-223, pp. 112-113, paras. 236, and pp. 114-115, paras. 247-249, *Black Sea*, *supra* note 19, p. 125-126, para. 197-198, and p. 128, para. 204, *Bangladesh v. India*, *supra* note 29, paras. 422-424, *Ghana/Côte D'Ivoire*, *supra* note 37, paras. 450-455, and paras. 467-479, and *Somalia v. Kenya*, *supra* note 30, pp. 262-264, paras. 154-160)。

44 *Ibid.*, para. 476.

45 Commission on the Limits of the Continental Shelf, Summary of Recommendations of the Commission on the Limits of the Continental Shelf in Regard to the Submission Made by Japan on 12 November 2008, 19 April 2012.

46 Kawano, *supra* note 22, p. 24.

47 *Bangladesh v. Myanmar*, *supra* note 29, paras. 397-449.

48 *Ibid.*, paras. 461-462.

49 *Bangladesh v. India*, *supra* note 29, paras. 456-497.

50 *Somalia v. Kenya*, *supra* note 30, pp. 276-277, paras. 194-196, and *Ghana/Côte D'Ivoire*, *supra* note 37, para. 527.

51 *Mauritius/Maldives*, *supra* note 40, paras 274-275.

52 *Question of the Delimitation of the Continental Shelf between Nicaragua and Colombia beyond 200 Nautical Miles from the Nicaraguan Coast (Nicaragua v. Colombia)*, Judgment 13 July 2023, paras. 69-79.

53 *Mauritius/Maldives*, *supra* note 40, paras. 434-451 and para. 466(4).

小限にするために適用されると述べた⁵⁴。また、200海里を超えるCSのMDに関する判断によって他の沿岸国の権利が影響を受ける場合、国際裁判所は判断を差し控えなければならないこと、及び、「重大な不確実性」という基準の適用は人類共通の財産である深海底における国際共同体の利益のためであり、本件のように深海底に関する国際共同体の利益が影響を受ける危険性がある場合には、注意すること(exercise of caution)が必要であるとの指摘もなされた⁵⁵。

200海里を超えるCSのMDに関する先例の主要な論点から、CLCSが勧告を出す前の段階では国際裁判所が判断をすることには限界があるということができよう。

(3) グレー海域

バングラデシュ対ミャンマー事件では、200海里を超えるCSの境界の判断において、バングラデシュの200海里を超える大陸棚の一部がミャンマーのEEZと重複する海域をグレー海域とし、この部分の海域のMDは両国がUNCLOSの関連規定に従って相互にdue regardを払って権利を行使し、義務を果たすべきであり、合意に解決や協力のための取極を設けることも可能であるとした⁵⁶。バングラデシュ対インド事件でも同様の判断が示された⁵⁷。200海里を超える海域の限界に関する判断が示されなかったソマリア対ケニア事件でも、これが決まればグレー海域が生じる可能性があることが指摘されている⁵⁸。

おわりに

海洋境界画定に関する紛争が国際裁判に付託された事例を検討した結果、UNCLOSの採択以降、TS,EEZ,CSの海洋境界画定については、SMBという実的な手法が求められる場合が多く、よほどの例外的な事情がない限りは、200海里を超えるCSのMDも含め、E/RC方式によるMDの手法が定着してきていると考えられる。また、海岸線の長さや形状といった地理的な要素が関連事情として考慮される事例が多く、資源の利用に係る経済活動や法執行活動のような要素が考慮された事例は多いとはいえない。こうした地理的な要素は裁判所の判断により客観性をもたらすと考えられる。両当事者に衡平な結果を国際法に基づいて判断するという機能を期待される国際裁判所は、関連事情においても客観的に判断できる要素を重視してきているといつてよいだろう。

⁵⁴ *Ibid.*, para. 433.

⁵⁵ *Ibid.*, paras. 452- 453.

⁵⁶ *Bangladesh v. Myanmar*, *supra* note 29, paras. 463-464, and 471-476.

⁵⁷ *Bangladesh v. India*, *supra* note 29, paras. 503-508.

⁵⁸ *Somalia v. Kenya*, *supra* note 30, para. 197.